平成２９年（フ）第３６８号
沖縄県浦添市牧港５丁目３番９－801号
ティアレ牧港ファインビュー
破産者　玉城　　宏
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０８号
北海道白老郡白老町字石山40番地306、前住所北海道伊達市大滝区三階滝町177番地２
破産者　田中　亜弥
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
北海道伊達市長和町459番地61コーポラス飛鳥Ｄ室
破産者　東　　健一
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
北海道稚内市緑２丁目２番31号
破産者　鈴木　俊美
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７４号
北海道留萌市高砂町２丁目２番13号
破産者　大西　良子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０９号
北海道旭川市豊岡15条６丁目７番11号
破産者　中越　英鐘
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６４号
北海道深川市１条18番９号
破産者　成田　賢一
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６５号
北海道深川市１条18番９号
破産者　成田三千代（旧姓信平）
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
北海道旭川市７条西３丁目１番16号
破産者　荒　　康一
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０号
北海道川上郡標茶町字シラルトロエトロ16番地212、破産手続開始決定時の住所釧路市浦見４丁目３番21号
破産者　澁谷　　修
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２５６号
釧路市愛国東３丁目21番17号　メゾン峰２階２Ｃ号
破産者　園田　大治
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第６号
釧路市文苑４丁目５番８号　ピーチハウス103号室
破産者　小原　英幸
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１６号
釧路市中鶴野40番14号　田口方、申立前の住所釧路市大楽毛１丁目１番44号　北幸ハイツ101田口方
破産者　東　三佳子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２１７号
青森市大字三内字沢部432番地22
破産者　坂田　康雄
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
青森県十和田市西十六番町10番11－２号、旧住所青森県十和田市西六番町２番15号　南荘Ｄ号
破産者　一本松真奈美
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第５３号
宮城県柴田郡柴田町槻木上町３丁目３番３号コーポミスティオス101号
破産者　八島　　誠
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第３８１号
茨城県久慈郡大子町大字上岡1324番地９
破産者　神長　武雄
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３５号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目33番地20　レジデンスヨコハマ105、開始決定時の住所横浜市泉区弥生台22番地の３　グリーンハイム弥生台８棟103号
破産者　芦原　貞征
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７９号
横浜市青葉区さつきが丘22番地２　フレンドポート十日市場402
破産者　葛西　利至
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部